男女共同参画社会に関する県民意識調査のお願い(案)

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

- ・高知県では、県内にお住まいの満20歳以上の2,000人の方(選挙人名簿から無作為描出)を対象に、「男女共同参画社会(注1)に関する県民意識調査」を行います。
- ・この調査は、県民の皆様の男女共同参画に関するお考えをお聞きし、男性も女性もともに平等な立場であらゆる分野に参画できる「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組みに役立てるための基礎資料とさせていただくことを目的として行うものです。

今回は、次のテーマについて、皆様のお考えをお聞かせください。

- 1. 男女平等に関する意識について
- 2. 家庭生活について
- 3. 女性が働きやすい環境づくりについて
- 4. ドメスティック・バイオレンス(夫婦・恋人間の暴力)/セクシュアル・ハラスメントについて
- 5. 男女共同参画の推進について

突然のお願いであり、また、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、皆様のご協力をお願いします。 なお、ささやかながら謝礼品として、ボールペンを同封します。

(* 裏面の「記入・回答にあたってのお願い」をよく読んでお答えください。)

(注1) 男女共同参画社会

男女の性別にかかわらず一人ひとりがお互いの人権を尊重し責任も分かち合い、 誰もが自分の意志で個性と能力を十分に発揮することができる社会をいいます。 みなさんの家庭や職場、地域など日ごろの生活の中で、一人ひとりがお互いを思いやって

支えあい助け合うことが、「男女共同参画」です。

記入・回答にあたってのお願い

- ・この調査は、個人を対象にしていますので、あて名の方ご自身がお答えください。
- ・この調査は、無記名式です。あなたのお名前やご住所を書いていただく必要はありません。
- ・設問の回答は、設問の上に指定がある以外は、全員がお答えください。

調査票の返送について

・ご回答をいただいた調査票は、記入もれがないかお確かめのうえ、同封の返信用の封筒に入れて、切手を貼らずに 月 日(曜日)までにご返送ください。

調査票の取り扱いについて

・調査結果は、統計的に処理したうえで分析に用いられますので、個人のお答えの内容や皆様の個人情報が外部に漏れることは一切ありませんし、他の目的に使用したりすることはありません。

なお、この調査の結果は、平成27年4月に県のホームページで公表する予定です。

*この調査についてのおたずねは、下記までご連絡ください。

調査票の発送・回収などについて: 受託業者名(電話 088-XXX-YYYY)

質問の内容などについて:高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課(電話088-823-9651)

まず、あなたご自身のことについておたずねします。

以下のF1からF8までは、問1から問10までの回答が性別によってどう違うか、年代別にはどういう違いがみられるか、などといった分析をする上で必要な質問です。あてはまる番号に〇をつけてください。

F 1 あなたの性別は

1. 男 2. 女

F2 あなたの年代は (平成26年 ● 月 1 日現在)

1. 20 歳代 2. 30 歳代 3. 40 歳代 4. 50 歳代 5. 60 歳代 6. 70 歳以上

F3 あなたの職業は(1つだけO印をしてください)

- 1. 農林業
- 2. 漁業
- 3. 商工サービス業自営(商店や工場などを自分でやっている人、家族従事者を含む)
- 4. 事務職(勤め人や公務員で主に事務系の仕事の人、課長以上を除く)
- 5. 技術職(主に技術系の仕事の人、看護師、保育士など、課長以上を除く)
- 6. 労務職(現場従事者、工員、運転手、店員、日雇い、大工など)
- 7. 管理職(勤め人・公務員で課長以上の場合、校長・教頭など)
- 8. 自由業 (医師、弁護士、画家、僧侶、大学教授など)
- 9. 主婦・主夫(家庭内等の仕事が一日で最も多い場合)
- 10. 学生(高校・短大・大学、その他の学校在学中)
- 11. 無職(年金などで生活しているか、自分の収入がなく、または働いていない場合)
- 12. その他(上のいずれにも属さないもの)

F4 あなたは配偶者がいますか。

1. いる 2. いない

F5 F4で「1. いる」と答えられた方におたずねします。

あなたは夫婦共働きですか。

1. は い 2. いいえ

F6 あなたの住んでいる市町村は

1. 高知市

2. 室戸市

3. 安芸市 4. 南国市 5. 土佐市

6. 須崎市

7. 宿毛市

8. 土佐清水市 9. 四万十市 10. 香南市

13. 奈半利町 14. 田野町 15. 安田町

11. 香美市 16. 北川村

12. 東洋町 17. 馬路村

18. 芸西村

19. 本山町

20. 大豊町

21. 土佐町

22. 大川村

23. いの町 24. 仁淀川町 25. 中土佐町

26. 佐川町

27. 越知町

28. 梼原町

29. 日高村

30. 津野町

31. 四万十町 32. 大月町

33. 三原村 34. 黒潮町

F7 あなたの世帯は

1. 単身世帯(一人住まい) 2. 夫婦のみの世帯 3. 親と子の世帯(二世代世帯)

4. 三世代世帯(親、子、孫の世帯) 5. その他(

)

F8 あなたの同居の家族に、次の方はいますか。

- 1. 就学前の子どもがいる
- 2. 小学生の子どもがいる
- 3. 中学生の子どもがいる
- 4. 高校生の子どもがいる
- 5. 大学生、専門学校生等の子どもがいる
- 6.65歳以上の方がいる
- 7. 子どもはいない

それでは、次のページから順にお答えください。

- ●質問は副問含めて17問あります。
- ●質問の前に、「★」のあるものは、該当する方のみお答えください。

◆ 1. 男女平等に関する意識について

問1 次にあげる分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(ア)から(ク)まで、あなたの気持ちに最も近い番号(1~6)に1つだけO印。

	男性の方が 非常に優遇 されている	どちらかと いえば男性 の方が優遇 されている	平等	どちらかと いえば女性 の方が優遇 されている	女性の方が 非常に優遇 されている	わからない
(ア)家庭生活	1	2	3	4	5	6
(イ)職場生活	1	2	3	4	5	6
(ウ)学校教育	1	2	3	4	5	6
(エ)政治の場	1	2	3	4	5	6
(オ)地域活動の場	1	2	3	4	5	6
(カ)法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
(キ)社会通念・慣習・ しきたり	1	2	3	4	5	6
(ク)社会全体	1	2	3	4	5	6

◆ 2. 家庭生活について

★ (1) は全員、(2) は結婚している(またはしたことのある)方のみお答えください。

問2 男女の役割分担の理想と現実について、伺います。

(1つだけ〇印)

	質 問	番号(下記より選択)
(1)	あなたの理想に最も近いものはどれですか	
	【全員回答】	
(2)	実際にあなたの家庭では夫婦の役割分担をどのようにしています	
	か(していましたか)	
	【結婚している (またはしたことのある) 方のみ】	

- 1. 夫が家計を支え、妻が家事・育児に専念する
- 2. 妻が家計を支え、夫が家事・育児に専念する
- 3. 夫と妻が共同で家計を支え、主に妻が家事・育児を分担する
- 4. 夫と妻が共同で家計を支え、主に夫が家事・育児を分担する
- 5. 夫と妻が共同で家計を支え、共同で家事・育児を分担する
- 6. 夫と妻の役割を固定せず、家事・育児も分担制にせず自由に行う
- 7. その他()

問3 あなたが考える理想的な男女の役割分担が実現するためには、どんなことが必要だと思いますか。 (3つまで〇印)

- 1. 夫婦や家族間で、コミュニケーションを増やすこと
- 2. 年配者や周りの人が、夫婦の役割分担等についての当事者の考え方を尊重すること
- 3. 男性が子育て・介護等に参加することに対する、女性の抵抗感をなくすこと
- 4. 男性が子育て・介護等に参加することに対する、男性自身の抵抗感をなくすこと
- 5. 社会のなかで、男性による子育て、介護についての評価を高めること
- 6. 労働時間短縮や休暇制度を充実することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること
- 7. 育児・介護休業制度が充実するとともに、休業しやすい職場の雰囲気があること
- 8. 女性が働くことを希望したときに、相談窓口の充実など様々な支援があること
- 9. 共働きしなくても生活できる所得が確保されること
- 10. その他 ()
- 11. 特に必要なことはない

◆ 3. 女性が働きやすい環境づくりについて

県が行った世論調査では、「女性にとって、高知県は働きやすい県だと思いますか」との問いに対して、過半数の方が「そう思わない」又は「どちらかといえばそう思わない」と回答されています。 そこで、女性が働きやすい環境づくりに向けて、女性の働き方の理想と現実、また、理想を実現するために必要なことを、お伺いします。

★ (1) は全員、(2) は働いている(または働いたことのある)女性の方のみお答えください。

問4 女性の働き方の理想と現実について、伺います。

(1つだけ選択)

	質 問	番号(下記より選択)
(1)	女性の働き方について、あなたの理想に最も近いものはどれですか。	
	【全員回答】	
(2)	実際のあなたの働き方で、あてはまるものはどれですか。	
	【働いている(または働いたことのある)女性の方のみ】	

- 1. 結婚や出産に関わらずフルタイムで仕事を続ける(続けた)
- 2. 結婚や出産するまではフルタイムで、その後はパートタイムで仕事を続ける(続けた)
- 3. 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったらフルタイムで仕事を続ける(続けた)
- 4. 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったらパートタイムで仕事を続ける(続けた)
- 5. 子どもができたら仕事をやめ、家事や育児に専念する(専念した)
- 6. 結婚したら仕事をやめ、家事に専念する(専念した)
- 7. その他 (

- 問5 あなたが考える理想的な女性の働き方が実現するためには、どんなことが必要だと思いますか。
 - (1) 家族や地域において、(2) 企業など職場において、(3) 行政の取組において、についてどう思いますか。 (それぞれ2つまで〇印)

(1) 家族や地域において必要なこと

- 1. 家族が、女性が働くことについて理解してくれること
- 2. 女性自身が、働くことについての意識を向上させること
- 3. 男性が、家事・育児・介護などに参加してくれること
- 4. 両親や親せきが、家事・育児・介護などを手伝ってくれること
- 5. 周りに、子育てや介護をするうえで助けてくれる仲間がいること
- 6. その他 (

(2) 企業など職場において必要なこと

- 1. 仕事と、子育てや介護の両立について、職場(上司・同僚・部下)の理解が得られること
- 2. 育児休業や介護休業などが整っている、または、取得しやすい雰囲気があること
- 3. 在宅勤務やフレックスタイム制度(始業終業時刻を労働者意思で決定)など柔軟な働き方が 整備されていること
- 4. 長時間労働が改善されること
- 5. 給与・昇進・昇格・教育機会の面で、性別による差がなくなること
- 6. パートタイマーの労働条件が改善されること
- 7. 意欲と能力のある女性社員を積極的に管理職へ登用すること
- 8. 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(注1)をなくすこと
- 9. <u>妊娠や出産による配置転換や勤務時間の変更などの、マタニティ・ハラスメント (注2) をな</u>くすこと
- 10. その他(

(3) 行政の取組において必要なこと

- 1. 保育サービスが充実すること
- 2. 放課後児童クラブや放課後子ども教室などが充実すること
- 3. こども手当など子育てに関する経済的な支援が充実すること
- 4. 介護サービスが充実すること
- 5. 出産や育児、介護でいったん退職した女性の再就職の支援があること
- 6. 女性を積極的に活用する企業への支援を行うこと
- 7. 男性の家事や育児への参加を促すための意識啓発を行うこと
- 8. セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントに関する啓発を行うこと
- 9. その他(
 - (注1)「セクシュアル・ハラスメント (=性的いやがらせ)」とは? 相手が望まない性的な言動により相手方の生活環境を害すること、または性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること
 - (注2)「マタニティ・ハラスメント」とは? 働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ、いじめのこと

◆4. ドメスティック・バイオレンス (夫婦・恋人間の暴力) (注1) / セクシュアル・ハラスメントについて

(注1)「DV (ドメスティック・バイオレンス)」とは?

配偶者や恋人など、親密な関係にある、または、あったパートナーからの<u>身体</u>や心への暴力のこと。暴力には、肉体的、精神的、経済的、性的暴力などがある。

問 6 あなたは、配偶者や恋人があなたに対して、次のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。 (あなたの気持ちに最も近い番号(1~3)に1つだけ〇印)

	どんな場合	暴力の場合と	暴力に当た
	も暴力に当	そうでない場	ると思わな
	たると思う	合がある	V
(ア) 素手で殴ったり、足でける	1	2	3
(イ) バットやベルト等、物を使って殴る	1	2	3
(ウ) 物を投げつける。	1	2	3
突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	1	2	3
(エ) ドアをけったり、壁に物を投げつける	1	2	3
刃物などを突きつけたり、殴るふりをして、おどす	1	2	3
(オ) 大声でどなる、罵倒する	1	2	3
(カ) 小バカにするようなことを言ったり、態度を取る	1	2	3
(キ) 何を言っても、長時間無視し続ける	1	2	3
(ク) 交友関係を制限したり、電話、メール等を細かく	1	2	3
チェックする	1	2	ວ
(ケ)嫌がっているのに、性的な行為を強制する	1	2	3
(コ) 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
(サ)「誰のおかげで生活できるのか」などと言う	1	2	3
(シ)生活費を渡さない、極端に制限して渡す	1	2	3

<u>※上記はすべてDVに該当しま</u>す。

問7 上記のようなことをあなたは経験したり、見聞きしたことがありますか。(1つだけO印)

- 1. 直接、経験したことがある
- 2. 身近に見聞きしたことがある
- 3. 経験したこともないし、見聞きしたこともない

★問7で「1. 直接、経験したことがある」を選んだ方のみお答えください。〉

問8 あなたは、あなたの配偶者や恋人に次のようなことを<u>したこと</u>、または<u>されたこと</u>はありますか。 (あなたの経験に最も近い番号(1~4)に〇印)

		こと	された		
		がある		がある	
	何度も	1, 2度	何度も	1,2度	
	した	した	された	された	
(ア) 素手で殴ったり、足でける	1	2	3	4	
(イ) バットやベルト等、物を使って殴る	1	2	3	4	
(ウ) 物を投げつける。	1	2	3	4	
突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする	1	2	כ	4	
(エ) ドアをけったり、壁に物を投げつける	1	2	3	4	
刃物などを突きつけたり、殴るふりをして、おどす	1	<u> </u>	ว	4	
(オ) 大声でどなる、罵倒する	1	2	3	4	
(カ) 小バカにするようなことを言ったり、態度を取る	1	2	3	4	
(キ) 何を言っても、長時間無視し続ける	1	2	3	4	
(ク) 交友関係を制限したり、電話、メール等を細かく チェックする	1	2	3	4	
(ケ)嫌がっているのに、性的な行為を強制する	1	2	3	4	
(コ) 見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3	4	
(サ)「誰のおかげで生活できるのか」などと言う	1	2	3	4	
(シ) 生活費を渡さない、極端に制限して渡す	1	2	3	4	
(ス) その他のDV行為 (具体的に	1	2	3	4	

〈副問 1〉 あなたは、上記のしたこと、されたことについて誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。 (あてはまるものすべてに〇印)

- 1. 家族・親せき
- 2. 友人·知人
- 3. 警察官
- 4. 法務局・人権擁護委員・民生委員
- 5. 市町村役場・福祉事務所
- 6. 県庁
- 7. 女性相談支援センター(配偶者暴力相談支援センター)
- 8. こうち男女共同参画センター「ソーレ」
- 9. 裁判所・法テラス
- 10. 医療関係者(医師、歯科医師、看護師など)
- 11. 民間の機関(弁護士会、民間シェルターなど)
- 12. その他(具体的に
- 13. どこ (だれ) にも相談しなかった

)

★副問1で「13.どこ(だれ)にも相談しなかった」を選んだ方のみお答えください。〉

〈副問2〉 あなたが、どこ(だれ)にも相談しなかったのはなぜですか。

(あてはまるものすべてにO印)

)

- 1. どこ(誰) に相談してよいのかわからなかったから
- 2. 世間体が悪く、恥ずかしくて言えなかった
- 3. 相談しても解決しないので、無駄だと思ったから
- 4. 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどいことをされると思ったから
- 5. 自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことができると思ったから
- 6. 自分にも悪いところがあると思ったから
- 7. 相談窓口の担当者の言動により、不快な思いをすると思ったから
- 8. 他人にとやかく言われたくなかったから
- 9. いずれやめるだろうと思ったから
- 10. 自分に悪いところがあると思ったから
- 11. 相談するほどのことではないと思ったから
- 12. その他(具体的に
- 問9 デートDV(交際相手からの暴力)、DV(配偶者等からの暴力)、性暴力などの行為が社会問題になっていますが、このような行為を予防し、なくすためには、どうすればよいと思いますか。 (3つまで〇印)
 - 1. 加害者に対するカウンセリングや更生プログラム等を実施する
 - 2. 法律、制度の制定や見直しを行い、加害者への罰則を強化する
 - 3. 学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う
 - 4. 職場などで、性別に由来する人権問題や暴力を防止するための教育を行う
 - 5. 地域で、防止啓発のための研修会、イベント等を行う
 - 6. メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う
 - 7. 被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やし、窓口の周知を図る
 - 8. 被害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者等に対し、研修や啓発を行う
 - 9. DV被害者が自立して新たな生活を始めるための支援を強化する(衣食住の確保)
 - 10. その他 ()
 - 11. わからない
- 問 10 次にあげることのうち、あなたがセクシュアル・ハラスメントだと思うことはどれですか。 (あてはまるものすべてに〇印)
 - 1. 地位や権限を利用して、交際や性的な関係を強要する
 - 2. 相手が嫌がっているのに、肩に手をかけたり、身体にさわる
 - 3. 宴席で、お酌やデュエット、ダンス等を強要する
 - 4. (女性のみにお茶くみや掃除をさせる等) 性別による役割分担を強要する
 - 5. 性別を理由とした不利益な扱いをする(昇進を制限する、給与を低く抑える等)
 - 6. 容姿や服装に関して繰り返して言う
 - 7. 相手が嫌がっているのに、性的なことを話題にする
 - 8. ヌードポスターやポルノ雑誌等を人目につくところに置く、飾る
 - 9. 「結婚はまだか」や「子どもはまだか」等たびたび聞く
 - 10. わからない

◆ 5. 男女共同参画の推進について

問11 あなたは、次にあげる言葉について、知っていますか。

(ア)から(ス)まで、それぞれ該当する番号(1~3)に1つだけO印をつけてください。

	内 容 を 知っている	聞いたことが あるが内容は 知らない	知らない
(ア) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	1	2	3
(イ) DV (ドメスティック・バイオレンス)	1	2	3
(ウ) セクハラ (セクシュアル・ハラスメント)	1	2	3
(エ) こうち男女共同参画センター「ソーレ」	1	2	3
(オ) <u>クオータ制</u> ※注1	1	2	3
(カ) 女性相談支援センター	1	2	3
(キ) 高知家の女性しごと応援室	1	2	3
(ク) 女子差別撤廃条約	1	2	3
(ケ) 男女雇用機会均等法	1	2	3
(コ) 育児・介護休業法	1	2	3
(サ) 次世代育成支援対策推進法	1	2	3
(シ) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関			
する法律 (いわゆる DV 防止法)	1	2	3
(ス)高知県男女共同参画社会づくり条例	1	2	3

(注1) クオータ制とは・・性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法

問 12 あなたは、今まで以上に男女共同参画社会を実現するためには、どのようなことに力を入れていく べきだと思いますか。 (3つまで〇印)

- 1. 法律や制度の面で見直しを行い、男女差別につながるものを改めること
- 2. 女性をとりまくさまざまな偏見や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること
- 3. 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること
- 4. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること
- 5. 女性の役職への登用や政策決定の場への参画を進めること
- 6. 労働時間を短縮するなど、男女が家事や家庭責任を分担できる働き方を確保すること
- 7. 男性自身が生活者としての家事能力を身につけること
- 8. 家庭や学校で男女平等教育を行うこと
- 9. その他(具体的に

)

10. わからない

明13 男女共同参画は、私たち一人ひとりの身近な課題です。まず自分にできることから始めることが切ですが、あなたは、何ができますか。次の中でできると思うものに〇印をつけてください。
男女共同参画社会に関するご意見、ご感想がございましたら、どんなことでも結構ですから、
ご自由にご記入ください

質問は以上です。長時間ご協力いただきありがとうございました。 記入もれがないか、もう一度お確かめいただき、同封の返信用封筒に入れて、 月日()までに、切手を貼らずに、ご返送ください。(お名前は不要です。) お手数をおかけしますが、よろしくお願いします。